

一般社団法人全国古民家再生協会 代議員選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国古民家再生協会定款（以下「定款」という）第6条第4項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。

(選出方法)

第2条 代議員は、理事会で承認された都道府県支部ごとの会員による選挙によって選出する。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 代議員選挙の選挙権は、選挙の行われる年（以下「選挙年」という）の5月31日現在の本会の会員であり会費を納入している者に限りこれを有する。

2 代議員選挙の被選挙権は、前項の会員がこれを有する。

3 選挙権を有する会員（以下「選挙人」という）及び被選挙権を有する会員（以下「被選挙人」という）の選挙区は、選挙年の5月31日現在の会員台帳に記載（または記録）する住所によって定める。

(定数)

第4条 代議員の定数は、理事会で承認された各都道府県支部を構成する会員10人につき1人及びその端数は切り上げて選出されたものとする。

2 前項に規定する会員数は、選挙年の5月31日現在の総会員数とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第5条 この規程による選挙の管理執行に関する事務は、本会選挙管理委員会委員及び、本会事務局職員が行う。

2 選挙管理委員会は、委員12名以内をもって組織する。

3 選挙管理委員会の委員は、定款第6条第1項に定める会員の中から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

4 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

5 前項の委員長及び副委員長は委員の互選による。

6 選挙管理委員会の委員が欠けたときに備え、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員は、第3項に準じて委嘱する。

7 選挙管理委員会の委員の任期は4年とし、委嘱された年の4月1日を始期とする。補欠の委員の任期及び始期も同様とする。

8 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

9 選挙管理委員会の委員は、定款6条に定める代議員及び定款第22条に定める役員を兼ねることはできない。また、委員在任中において定款第6条第3項に定める代議員選挙の立候補者になることはできない。補欠委員も同様とする。

(選挙管理委員会の業務)

第6条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補の受付及び資格審査
- (3) 立候補者の公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効又は無効の判定
- (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
- (7) その他代議員選挙に必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人名簿

(選挙の告示)

第7条 選挙管理委員長は、理事会の決議によって、会員に対し代議員の選挙及び選挙期日を告示する。

2 前項の告示は、代議員選挙投票日の16日前までにホームページにより、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。

(選挙人及び選挙人名簿)

第8条 代議員選挙の選挙人は、会員とする。

2 会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。

3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

第4章 立候補の届出

(被選挙人の資格及び立候補の届出)

第9条 代議員選挙の被選挙人は、次の各号に定める者（以下「立候補者」という）でなければならない。

- (1) 立候補者は、立候補締切日において会員として在籍している者とする。
- (2) 立候補者は、選挙権を有する会員5人以上の推薦により、選挙管理委員会に立候補届出書を提出しなければならない。

2 選挙管理委員会は立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者に対して、立候補の受理を通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、立候補の届出の締切後、速やかに候補者一覧表を作成し、会員に通知しなければならない。

(立候補の辞退)

第10条 立候補の届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。

(立候補者等の責務)

第11条 代議員選挙を行うに当たっては、立候補者及び会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第5章 選挙

(選挙の方法)

第12条 代議員選挙は、第8条第3項に定める選挙人名簿に登録されている会員の無記名投票により行う。

2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。

3 前項の郵便投票は、会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日の消印は有効とする。代議員選挙の期日以降の消印は無効とする。

(投票の方法)

第13条 会員は候補者の中から、所定の定数以内の者を郵便投票により選任する。

2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を整理保管し、管理する。

3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。

4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。

5 立候補者が第4条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(開票立会人)

第14条 選挙管理委員会は、選挙の公正性を確保するため、選挙期日までに、あらかじめ会員の中から開票立会人2名以上、6名以内を指名し、開票に立ち合わせることができる。ただし、立候補者は開票立会人になることはできない。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの

(2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの

2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。

(開票)

第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人の立会い、選挙終了後直ちに開票事務を行う。

2 選挙管理委員会は、都道府県毎の得票総数を確認し、有効投票を確定する。

3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。

4 得票数が同数の場合は、委員会において開票立会人の下に、委員長がくじ引きをする方法により当選者を定める。

5 代議員の立候補者数が、第4条に規定する代議員定数を超えない都道府県においては、信任投票とし過半数の信任票を得た者を当選者とする。

6 開票立会人は、都道府県毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。

(当選者の決定と報告)

第17条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、前条第5項の定めにより都道府県毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。

(選挙結果の告示)

第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を立候補者に書面をもって通知する。

2 会長は、会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページに掲載して報告する。

(選挙録の作成及び保存)

第19条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はそれを5年間保存しなければならない。

(補欠の代議員の選挙)

第20条 定款第5条第8項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。

第6章 補 則

(規程の制定及び改廃)

第21条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

この規程は、平成27年5月31日から施行する。